

<申請手続き>

< 申請手続き >

要件を満たせば、**都外の学校**に通う場合も対象となります。

	授業料		授業料以外
	就学支援金 (国)	授業料軽減助成金 (都)	奨学給付金 (都)
居住要件	なし	生徒※と保護者が 都内在住	保護者が都内在住
申請書類	在学する学校から配布		
申請時期 (毎年度)	4月ごろ (学校が定める時期まで)	6～7月ごろ	6～7月ごろ
申請先	学校	東京都私学財団	東京都私学財団
助成方法	授業料と相殺 (方法・時期は 学校により異なる)	保護者口座へ振込 (12月下旬ごろ)	保護者口座へ振込 (12月下旬ごろ)

※生徒が学校の指定する寮に入り、都内から都外に移り住んだ場合は対象となります。

<申請手続き>

	育英資金【貸付(無利子)】 (都)
申請要件	右のとおり
申請書類	在学する学校から配布
申請時期	4月～学校が定める時期まで (1～2か月程度)
申請先	学校
貸付方法	原則、毎月、生徒の口座へ振込 (初年度は8月に5か月分、以降毎月)
返還方法	貸付終了から概ね11～13年間で返還 (年2回又は年1回、口座振替)

<申請要件>

- 原則、生徒と保護者が都内在住
- 生徒に勉学意欲がありながら、経済的理由により修学困難
- 申込時に第一連帯保証人、貸付終了時に第二連帯保証人が必要
- 生徒が同種の貸付を他から受けていないこと。また、過去に東京都育英資金を借りていないこと。
- 日本国籍がない場合は、在留資格が「永住者」等であること。

その他（入学支度金、問合せ先）

<その他>

入学支度金【貸付(無利子)】制度

- 入学金など入学時に学校に支払う費用のうち、
25万円を入学先の学校が無利子でお貸しする制度
- 学校の指定する方法で3年間の在学期間中に返還

※入学支度金は、制度がある学校とない学校がありますので、
入学を希望する学校にお問い合わせください。

学費負担軽減の各制度について、詳しくは、当財団ホームページをご覧ください。

東京都私学財団

検索 

URL : https://www.shigaku-tokyo.or.jp/parents_index.html

<問合せ先>

・ 就学支援金	東京都私学就学支援金センター ☎03-5206-7925	【受付時間】 平日9:15~17:00
・ 授業料軽減助成金		
・ 奨学給付金		
・ 育英資金	東京都私学財団 育英資金課 ☎03-5206-7929	【受付時間】 平日9:15~17:00